平成２９年（フ）第５３２号
東京都東村山市本町４丁目19番地本町アパート15―303
債務者　門田　孝典
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０７８号
横浜市栄区小菅ケ谷２丁目16番８号　グリーンヒルＡ102
債務者　榎本　浩二
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１４７号
横浜市栄区上郷町1964番地１　プリンセス・ドリーム201
債務者　小田切直子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４５６号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン２－８号棟103号
債務者　小澤由紀子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１４９号
神奈川県大和市林間１丁目15番13号　林間コーポ３－Ｃ
債務者　備後　澄子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１５７号
横浜市港北区大曽根３丁目15番21号　オーソネタウンハウス七番館202
債務者　池田　裕也
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７号
沖縄県うるま市字赤道957番地47　赤道団地２―201
債務者　山城　洋平
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第４３号
東京都渋谷区本町３丁目28番５号さかえ住宅207号室
破産者　有限会社ＵＮ－ＳＴＥＡＤＹ
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９７号
千葉県佐倉市上志津1673番地91　ハイホーム805号
破産者　市原久美子（旧姓濵道）
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第９２８３号
東京都目黒区五本木３丁目20番９号
破産者　岡田　匡史
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８号
静岡県沼津市岡宮1193番地の11
破産者　有限会社イヅミ
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３３８号
北九州市小倉南区沼南町３丁目10番５号
破産者　株式会社アークマウントコーポレーション
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１３１号
（最後の住所）佐賀県武雄市西川登町大字小田志16865番地、住民票上の住所佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲13350番地１
破産者　亡水田麻男相続財産
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４０９号
熊本市北区清水万石５丁目３番61号
破産者　合同会社Ｓｅｃｏｎｄ　ｔｉｃｋｅｔ
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５５号
長野市大字南長野北石堂町1413番地コイデビル２階
破産者　株式会社牛村
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５４１号
名古屋市中川区松年町１丁目７番地
破産者　株式会社司建設工業
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５７号
愛知県刈谷市広小路４丁目203番地
破産者　株式会社Ｎダイニング
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１９２号
大阪市生野区巽東２丁目14番15号
破産者　有限会社田渕自動車
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部